

海外派遣における理事会上程指針

2023年10月4日開催の理事会において会務運営規程の改定が行われ、第28条（理事会決議事項）が整理された。本改定に伴い、理事会決議事項の一つである海外派遣における運用については、下記の事項を指針として運用することとする。

記

- (1) 理事会決議が必要となる海外派遣規程に定める海外派遣とは、本会がその費用の一部または全部を補助する海外派遣をさし、本会が費用補助を行わない海外派遣は除く。
- (2) 本会が費用補助を行わない海外派遣は、担当理事の承認によって行うことができる。但し、担当理事が理事会の決議を経ることが必要と判断した場合には、理事会に上程することができる。
- (3) 経費補助とは、当該専門委員会やWG等の予算か本会（事務局）の予算を問わず、本会において費用を負担する場合をいう。
- (4) 海外派遣の実施可否について理事会へ上程する際の申請には、同行する委員や事務局を含め、全ての人員を記載する（会員企業が費用を負担し、本会からの経費補助を受けない者も含む）。
- (5) 新規の海外研修（現地訪問型）を企画・検討するための現地視察は理事会決議事項となるが、定例で実施される海外研修コース（現地訪問型）への委員もしくは事務局の同行は、その限りではない。

以上